

京都大学附属病院を受診された患者様並びに京都大学の研究に試料を提供いただいた皆様へ

本学では他の研究機関で行われる臨床研究のため、本学に保管されている試料、情報を提供しています。本研究の対象者に該当する可能性のある方で、試料や診療情報等を研究目的に提供されることを希望されない場合は、下記の申し出先・問合せ先にご連絡ください。提供を拒否されても不利益を被ることはありません。

| | |
|-----------------------------|--|
| 1 研究課題名 | 診断群分類の精緻化とそれを用いた医療評価の方法論開発に関する研究 |
| 2 研究責任者の氏名と所属 研究機関の名称 | 氏名: 伏見 清秀 所属研究機関: 東京医科歯科大学大学院 |
| 3 研究期間 | 2010年4月1日～2026年3月31日 |
| 4 共同研究機関等の名称 と各施設の責任者の氏名 | 東京科学大学 医学系倫理審査第 M2000-788 号で承認された 共同研究者 (機関名と責任者氏名は、15 参照 URL を参照) |
| 5 承認した倫理審査委員会 と研究機関の長の許可 | 東京医科歯科大学医学部倫理審査委員会で承認され、東京医科歯科大学医学部長の許可を得ています。 |
| 6 研究の目的と意義 | DPC 包括評価において、DPC 調査データの分析に基づいて平成 22 年度から暫定的に医療機関機能評価係数Ⅱが導入されたが、それらの指標の妥当性の評価とその他の指標に関する検討が必要である。 そこで本研究では、1) 診断群分類の精緻化、2) 診断群分類を用いた医療評価の方法論機能評価係数の精緻化、3) 診断群分類を活用するための標準的医療情報システムの確立、の3つの検討を行うことで、DPC に基づく包括評価制度の円滑な運営に資するための基礎資料を作成することを目的とする。 本研究の成果は DPC 制度の設計維持および DPC データを用いた医療評価手法の開発・発展に貢献することが期待される。 |
| 7 対象となる試料・情報の 取得期間等 | 2010年4月1日から2025年3月31日の間に、京都大学医学部附属病院を受診された患者の DPC データ |
| 8 試料・情報の提供予定日 | 2025年10月31日(予定) |
| 9 研究の方法と提供する試料 や情報の項目 | 厚生労働省 DPC 調査データ(DPC を用いた医療費支払い制度の対象となる医療機関が、厚労省に提出するデータと同一のもので、患者の年齢、性別、診断名、診療行為等の情報を含む)を用いて診断群分類の精緻化、機能評価係数の決定方法の検討を行う。具体的には厚生労働省の DPC 調査に参加している施設から、DPC 関連データ(様式 1、様式 3、D/E/F ファイル)を収集し、以下の分析を行う。 (1) DPC の精緻化: 新しい医療技術(医薬品、医療材料、手技)や認 |

| | |
|--|---|
| | <p>知症などの副傷病が医療資源の必要度に及ぼす影響について検討し、そのような医療技術を体系的に評価できるための分類の精緻化の方法論を、諸外国における事例も参考としながら開発する。また、急性期以後の入院医療の適切な評価のための診断群分類の開発を、回復期リハビリテーション病棟から収集するデータに基づき試行する。</p> <p>(2) 診断群分類を用いた医療評価の方法論と機能評価係数の精緻化:平成 22 年度に導入された機能評価係数及びその他の機能評価係数(構造、プロセス、アウトプット、アウトカム、人員基準など)について、その妥当性をデータに基づいて検討し、その精緻化のための基礎資料を作成する。また、新しい機能係数では各病院の地域医療への貢献が評価されることから、その方法論の精緻化を、地図情報システム(GIS)を用いて行う。併せて、DPC データを用いて医療の質と安全性を評価する手法の開発を行うとともに、外来、入院、急性期、亜急性期、慢性期等の間の適切な医療資源配分手法の開発を行う。</p> <p>(3) 診断群分類を活用するための標準的医療情報システムの確立: DPC に基づく医療評価を正確かつ効率的に行うための情報システムの開発を行う。</p> <p>研究結果は個々の医療機関名、患者個人が同定されない形で公表する。</p> <p>詳細な診療内容を持つデータは当該データのみであるので、本研究は当該データ以外のデータを使用して実施することはできない。</p> |
| <p>10 試料・情報の他研究機関への提供およびその提供方法について</p> | <p>本研究では厚生労働省の DPC 調査に参加している病院が厚生労働省に提出している匿名化患者情報(患者要約、レセプト情報)を、厚生労働省調査とは別に本研究への参加を同意した医療施設(既存情報の提供のみを行う機関と共同研究機関)と個人情報の守秘義務契約を結んだ上で収集する。情報の守秘義務契約に関しては、対象施設の設置主体が規定する項目があるため、その仕様を尊重して契約書を個別に作成する。患者情報を提供する医療機関の管理者は匿名化対応テーブルを適切に管理するとともに提供する情報と提供先を記録、保管管理する。</p> |
| <p>11 外国への提供の有無 (当該外国名、個人情報保護制度、受領者が講ずる個人情報保護に関する措置)</p> | <p><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (有の場合は、さらに情報も記載)</p> |

他機関提供

| | |
|-------------------------------|--|
| 12 提供機関の長の氏名 | 京都大学医学部附属病院長 高折 晃史 |
| 13 試料・情報の管理・提供責任者の氏名 | 京都大学医学部附属病院 病歴管理室長 黒田 知宏 |
| 14 試料・情報の提供の辞退に関するお申し出先・お問合せ先 | 郵送先: 〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町 54 京都大学医学部附属病院医務課入院診療報酬掛 電話: 075-751-3042 |
| 15 備考・その他 (参照 URL 等) | 参照 URL: https://www.tmd.ac.jp/med/bec/medrespos/pdf/M2000-788-38.pdf (共同研究機関名と研究責任者名を含む。) |